

議案第 7 号

大網白里市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
大網白里市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
大網白里市使用料及び手数料条例（昭和 3 8 年条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 白里海岸市営駐車場の項を次のように改める。

白里 海岸 市営 駐車 場	大型自動車	乗車定員 3 0 人以上 のバス又は積載重量 6 . 5 トン以上の貨 物自動車及びこれに 類似する大きさの自 動車	海水浴場開設 期間	1 日に つき	2 , 0 0 0 円
			上記期間を除 く有料期間	1 日に つき	1 , 0 0 0 円
	中型自動車 準中型自動 車	乗車定員 1 1 人以上 3 0 人未満のバス又 は積載重量 2 トン以 上 6 . 5 トン未満の 貨物自動車及びこれ に類似する大きさの 自動車	海水浴場開設 期間	1 日に つき	1 , 4 0 0 円
			上記期間を除 く有料期間	1 日に つき	7 0 0 円
	普通自動車 小型自動車 軽自動車	前各区分以外の自動 車（自動二輪車を除 く。）	海水浴場開設 期間	1 日に つき	1 , 0 0 0 円
			上記期間を除 く有料期間	1 日に つき	5 0 0 円

	自動二輪車	海水浴場開設	1 日 に	2 0 0 円
	原動機付自転車	期間	つき	
		上記期間を除く有料期間	1 日 に つき	1 0 0 円
(摘要) 市内に住所を有する者の使用は、無料とする。				

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。